

(別添資料2)

令和8年度利尻礼文サロベツ国立公園インタープリテーション全体計画作成業務に関する
企画書等審査基準及び採点表

委員名

提案者名

企画書 作成項目	審査項目	審査基準	配点		採点
				小計	
業務に対する 理解度 (様式A)	本業務の目的に関する知見、理解度	利尻礼文サロベツ国立公園の特性（自然・歴史・産業等）を正しく理解しているか、IP計画の基本的考え方とそれを作成するために必要な条件として提案された内容が本公園の特性を踏まえた適切なものかについて評価する。	20	20	
実施方法等の提案 (様式B)	① IP計画の作成	IP計画に記載すべき事項、作成方法、構成、表現について、適正かつ具体的な提案内容になっているかを評価する。特に読み手の理解しやすさ、来訪者への伝えやすさ、情報の精査及び補完方法について、その考え方を整理した上でそれを達成するための構成や表現、その作成方法について根拠をもった提案がなされている場合かつ審査項目②と連動している場合には高く評価する。	30	100	
	②IP計画作成や活用のための検討	提案された内容が具体的で、根拠が明確に示されているかどうかを評価する。特に、地域関係者が作成に主体的に関わり、実際に活用されるIP計画を作成するために留意することや考え方が十分に提案に含まれている場合には高く評価する。	70		
業務実施フロー (様式C)	業務遂行の確実性	業務が無理なく実施できるか、業務のスケジュールを理解しフローに適切に反映されているかについて評価する。	10	10	
業務実施体制（管理技術者） (様式D-1)	技術力	専門技術者の能力、実績等	予定配置技術者について、業務経験の内容等を評価する。		
	専任性	手持ち業務量	令和8年5月15日現在の手持ち業務量が10件以上を0点とする。		
業務実施体制（業務従事者） (様式D-2)	配置、役割分担等	業務の実施に必要な人員体制が整っているかを評価する。	10	10	
業務実績 (様式E)	過去5年間で実施した、地域の魅力・価値及びストーリーの整理に資する地域を巻き込んだ検討の場を実施する業務又は国立公園のインタープリテーション計画を作成する業務実績	業務実績、内容及び件数を考慮し、評価する。	10	10	
見積価格・積算内訳 (経費内訳書)	提案内容に対する価格の妥当性		10	20	
	積算内訳の妥当性		10		
組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況 (様式F)	事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。 又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等していること。		5	5	

<p>組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況</p>	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、ユースエール認定等）の有無。ただし、企画書提出時点において認定期間中であること。</p> <p>※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。</p> <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p> <p>○ 女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナえるぼし（※1） 5点 ・えるぼし3段階目（※2） 4点 ・えるぼし2段階目（※2） 3点 ・えるぼし1段階目（※2） 2点 ・行動計画（※3） 1点 <p>※1 女性活躍推進法（令和2年6月1日施行）第12条に基づく認定</p> <p>※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 <small>なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。</small></p> <p>※3 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。</p> <p>○次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定・くるみん認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定（新基準※4） 3点 ・くるみん認定（旧基準※5） 2点 <p>※4 新くるみん認定（改正後認定基準（令和7年4月1日施行）により認定）</p> <p>※5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第4項の経過措置により認定）</p> <p>○若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定） 4点</p>	5	5	
合計		200	点	

注) 1. 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。

2. 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

	5点満点の場合	10点満点の場合	20点満点の場合	30点満点の場合	70点満点の場合	
・秀	5点	}	×2	×4	×6	×14
・優	4点					
・良	3点					
・準良	2点					
・可	1点					
・不可	0点					